



池田町告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、  
本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）  
第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による町営  
土地改良事業（池田の杜地区 区画整理事業）水海工区に係る換地処分  
の公告があつた日の翌日から生ずるものとする。

平成29年12月 6日

池田町長 杉本博文



字の区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

# 字の区域の変更調書

町営土地改良事業池田の杜地区  
(水海工区)

次の区域を水海102字下夕川原に編入する。

| 大字                       | 字        | 地番                        |
|--------------------------|----------|---------------------------|
| 水海                       | 118字 壁ヶ花 | 1の1の一部 1の2の一部 2の一部 3の3の一部 |
| これらの区域に隣接介在する水路である町有地の全部 |          |                           |

次の区域を水海117字外輪町に編入する。

| 大字 | 字        | 地番              |
|----|----------|-----------------|
| 水海 | 118字 壁ヶ花 | 8の1 8の3 9の1 9の2 |
|    | 138字 上郷郎 | 1の1 2の3         |

次の区域を水海118字壁ヶ花に編入する。

| 大字  | 字        | 地番            |
|---|----------|---------------|
| 水海  | 117字 外輪町 | 1の3の一部 1の4の一部 |
| これらの区域に隣接する水路である町有地の全部並びに2の2の地先の道路である町有地の全部 |          |               |